

上下水道使用料金及び公営住宅使用料金の特別措置のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、一時的に上下水道使用料金及び公営住宅使用料金の支払いが困難となるお客さまに対しまして、下記のとおり特別措置を実施いたします。

特別措置の適用を希望される方は、建設水道課へお申し出くださいますようお願い申し上げます。

令和2年 3月27日発行

記

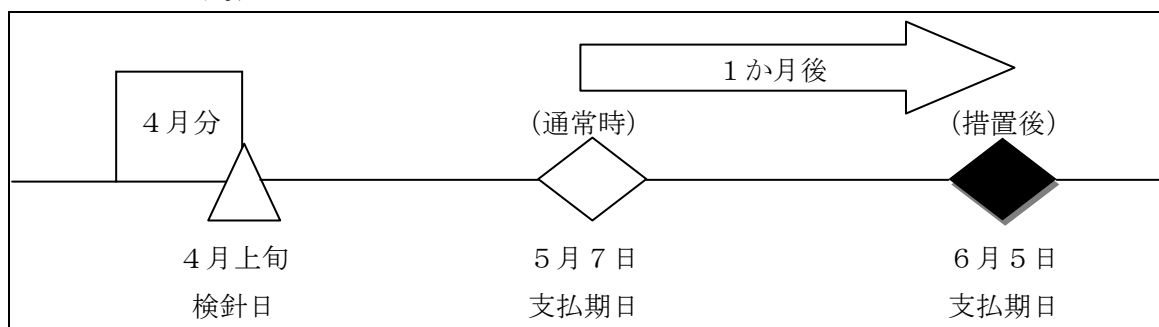
1. 対象となる方

ご契約をいただいている方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による休業及び失業等で、新冠町社会福祉協議会から特別貸付を受けている方であって、一時的に使用料金の支払いが困難であり、特別措置適用の申出をされた方を対象といたします。

2. 特別措置の内容

2020年4月、5月および6月料金計算分の使用料金の支払期日を原則として、各々1か月間延長といたします。

例) 2020年4月料金計算分の場合(2020年5月および6月分料金計算分も同様の取扱いとなります。)



※支払期日が休日の場合は、その翌日といたします。

申出先: 新冠町役場 建設水道課管理グループ TEL0146-47-2518